

仙台市自主衛生管理評価事業

1 はじめに

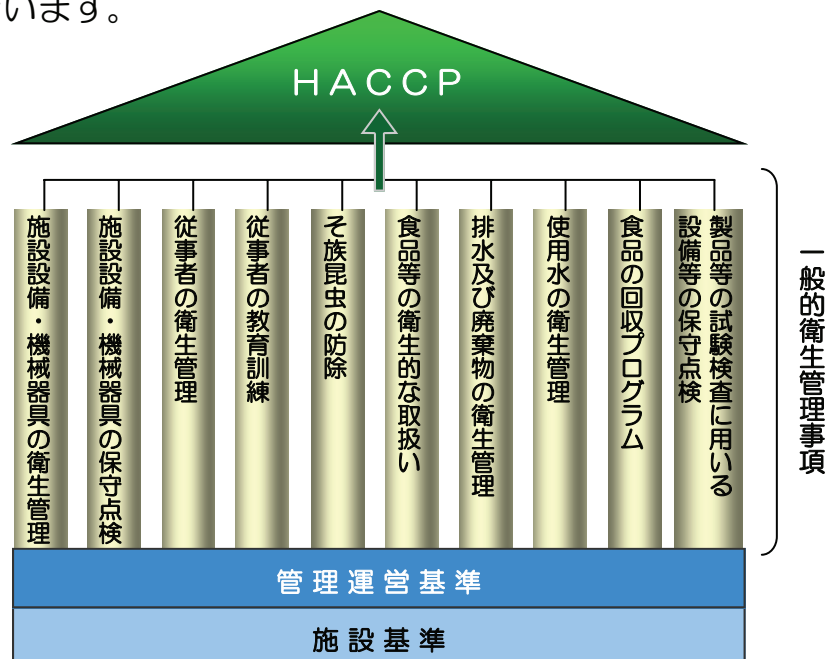
仙台市自主衛生管理評価事業（通称：仙台ハサップ）とは、市民の皆様
に安全な食品が提供されるよう食品の製造・加工・調理などを行う事業者
の自主衛生管理を段階的に評価する制度です。この制度はHACCP
（ハサップ）の考え方に基づく自主衛生管理の取り組みを促進し、食品
事業者の自主衛生管理の水準を向上させ、食品の安全性を高めることが
ねらいです。

特に難しいことをするのではなく、一般的な衛生管理面に重点を置いて
自己点検し、現在の衛生管理状況がHACCPの観点からどの程度のレベルに
達しているかを確認し、さらに一段上のレベルを目指していくものです。

2 HACCP（ハサップ）とは

HACCPは、NASA（アメリカ航空宇宙局）で宇宙食の安全性確保
のために開発された食品の衛生管理システムです。このシステムはこれまで
のように最終製品を検査することでその安全性を確認するのではなく、
製造工程ごとに健康被害を引き起こす可能性をチェックし、あらかじめ
その対策を立て、すべての製造工程を管理し記録を残すという方法で
効率的に食品の安全性を高めるものです。

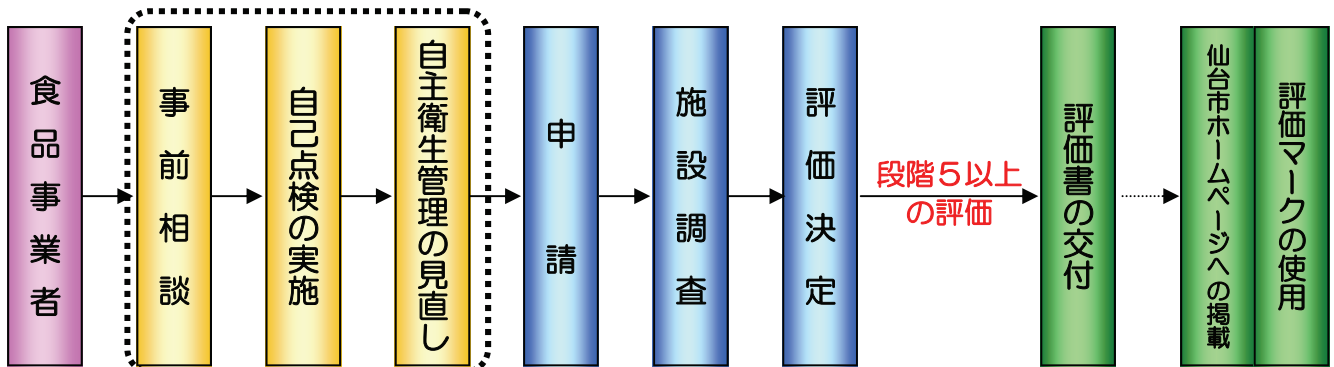
このシステムは国際的にも高い評価を受けており、日本をはじめ諸外国
で導入が進んでいます。



3 事業の対象

仙台市内で食品の製造、加工又は調理を行い、販売する施設（デパート、スーパーなどを含む）

4 事業の流れ



・相談申請窓口：施設の所在地を所管する保健所衛生課
（申請書・評価チェック表など関係書類は保健所衛生課に備えてあります。
また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。）

・手数料：無料

- (1) まずは、保健所衛生課にて評価チェック表の記入方法などの説明を受け、自己点検してみてください。
- (2) 自己点検の結果をもとに、より上の段階を目指した衛生管理に取り組んでみましょう。
- (3) 正式な評価を希望する場合は、保健所衛生課に申請書を提出してください。食品衛生監視員が施設を調査し、評価を行います。
- (4) 段階5以上の評価を受けた施設には市長名で評価書が交付されます。また、希望により仙台市のホームページに評価結果等が掲載され、評価マークを使用することもできます。
- (5) 一旦評価を受けた後でも、衛生管理が向上し、自己点検の結果が既に受けた評価段階を上回る場合は、改めて評価を受けることができます。

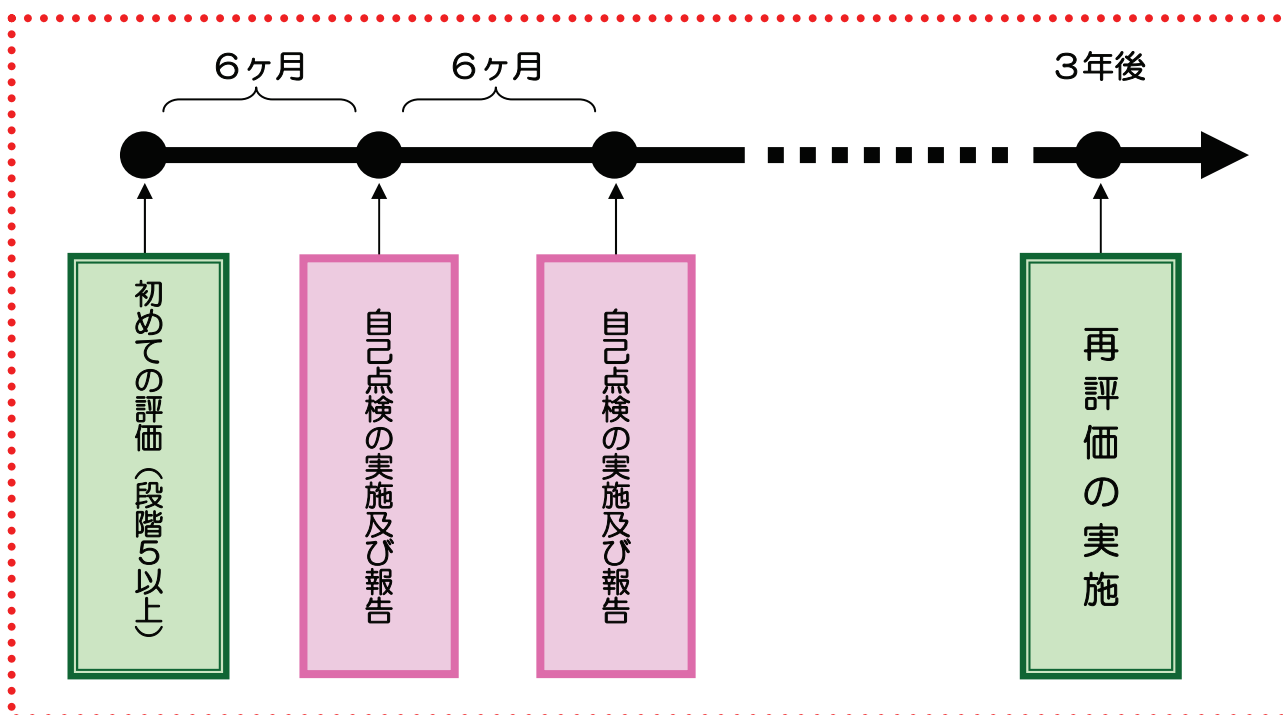
5 評価基準

自主衛生管理の取り組み状況に応じて8段階に区分し、施設面や管理運営面、HACCPに関する取り組みなどを総合的に判断します。

| ステージ | 評価段階 | 内 容 |
|------|------|-------------------------------|
| I | 1 | 自主衛生管理に取り組んでいます。 |
| | 2 | 自主衛生管理に積極的に取り組んでいます。 |
| II | 3 | HACCPに基づく自主衛生管理の導入が可能です。 |
| | 4 | HACCPに基づく自主衛生管理に取り組んでいます。 |
| | ☆ | HACCPに基づく自主衛生管理に積極的に取り組んでいます。 |
| | ☆☆ | もう少しでHACCPに基づく自主衛生管理が可能です。 |
| | ☆☆☆ | HACCPに基づく自主衛生管理を行っています。 |
| | III | ☆☆☆☆ |

6 自主衛生管理の継続

- (1) 段階5以上の評価を受けた食品事業者は、6ヶ月ごとに自己点検の結果を保健所衛生課に提出し、自主衛生管理の継続に努めてください。
- (2) 段階5以上の評価を受けた食品事業者は、評価を受けた日から3年後に、再び評価を受けることで、自己点検の結果が維持されていたことを確認することができます。(再評価)



7 評価結果のホームページ掲載

自主衛生管理の評価結果が段階5以上の場合、評価を受けた食品事業者の申し出により評価を受けた日から3年間、仙台市のホームページに事業者名の評価段階などを掲載することができます。

※仙台ハサップ ホームページアドレス

http://www.city.sendai.jp/kenkou/seikatsu/food/contents/haccp/sen_haccp_hyoka.html

【ホームページ掲載例】

| | | | |
|------------|-----------------------------------------|-------|-------------|
| 事業者名 | 株式会社 ○○○食品工業 代表取締役 仙台 太郎 | | |
| 施設名 | ○○○○仙台工場 | | |
| 所在地 | 仙台市○○区△△1丁目○番○号 | | |
| 業種 | ○○製造業 | 評価年月日 | 平成18年 ○月 ○日 |
| 評価結果 | 7段階 (☆☆☆) | | |
| ホームページアドレス | http://www.~ | | |

8 評価マークの使用

自主衛生管理の評価結果が段階5以上の場合、評価マーク(右図参照)を使用することができます。このマークは次のようなものに使用することができます。

- ① 当該施設への掲示
- ② 当該施設で製造、加工又は調理された食品への表示
- ③ 当該施設で製造、加工又は調理された食品についての広報物
- ④ 当該施設の従事者の名刺
- ⑤ 当該事業者が開設するホームページ など



◎ 問合せ先

| | | | |
|-----------------|---------------|----|-----------|
| 青葉保健所衛生課 | 225-7211 | 内線 | 6721~6726 |
| 宮城野保健所衛生課 | 291-2111 | 内線 | 6721~6723 |
| 若林保健所衛生課 | 282-1111 | 内線 | 6721~6723 |
| 太白保健所衛生課 | 247-1111 | 内線 | 6721~6723 |
| 泉保健所衛生課 | 372-3111 | 内線 | 6721~6723 |
| 食品監視センター | 232-8155 | 又は | 232-8134 |
| 健康福祉局保健衛生部生活衛生課 | 214-8205 (直通) | | |